

令和2年度社会福祉法人監査方針及び重点着眼事項

※下線部は追記箇所を示す

会津若松市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年4月1日決裁）第4条の規定に基づき、監査方針及び重点着眼事項を以下の通り策定する。

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

社会福祉法人制度改革として、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）及び「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」（厚生労働省局長連名通知）等による関係法令・通知の改正が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られた。このことから、法人の自主性及び自律性の尊重を前提として、指導監査の効率化・重点化及び明確化を図るため、国から発出された「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」に基づき、適切な指導監査を実施する。

2 重点着眼事項

これまでの指導監査結果における文書による改善指導事項の傾向を踏まえながら、指導監査ガイドラインに基づき、以下の項目を重点着眼事項として効果的な指導監査を実施する。

(1) 法人の適正な組織運営について

- ア 代表権を有する者及び資産の総額等、法人の登記すべき事項が、期限内に手続きがなされていること。
- イ 役員及び評議員の選任手続きが、定款の定めに従い適正に行われていること。
- ウ 理事会及び評議員会の議事録が適正に記録・保存されていること。
- エ 役員等報酬基準に基づき、役員等の報酬が適正に支出されていること。
- オ 定款及び役員等報酬基準、現況報告書及び計算書類をインターネット上で公表していること。
- カ 評議員の数を「4人以上」とする経過措置期間が令和2年3月31日で満了することから、評議員が適正に選任されていること。

(2) 適正な会計処理の確保について

- ア 会計経理事務において、関係通知や法人経理規程に基づく適正な経理・契約事務が執行されていること。

イ 法人内部規程に基づく事務決裁にかかる専決権の行使及び意思決定過程の適正化が図られていること。

ウ 社会福祉法人会計基準及び法人経理規程に基づき、決算附属明細書等が適正に作成されていること。

3 その他

(1) 改善状況の確認について

指導監査の結果、国で定める「指導監査ガイドライン」の指摘基準に該当する事項が認められた法人に対しては、文書による改善指導を行い、是正又は改善措置の状況について挙証資料を添付の上、報告を求める。

なお、次回指導監査時において、当該改善状況の確認を行う。

(2) 社会福祉法人制度改革への対応について

新制度に対応した法人運営が行われているかを確認し、法人の公益性及び非営利性が確保されるよう、適確な指導・助言を通して安定的な法人運営に資する。

(3) 法人の新設に向けた適切な支援

社会福祉法人の新設を予定する者に対しては、評議員・役員要件、資産要件及び実施事業等に係る助言及び指導を行い、法人の設立認可に向けた適切な支援を実施する。